裁決の公告

東京弁護士会が平成23年12月６日に告知した同会所属弁護士　大木　一幸　会員(登録番号9561)に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年11月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年11月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 24 年 11 月 16 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

大阪弁護士会が平成23年６月27日に告知した同会所属弁護士　谷口　房行　会員（登録番号17154）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年11月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年11月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 24 年 11 月 16 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成23年12月６日に告知した同会所属弁護士　田中　庸介　会員（登録番号24844）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年11月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年11月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 24 年 11 月 16 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

愛媛弁護士会が平成24年２月16日に告知した同会所属弁護士　山中　順雅　会員（登録番号10646）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年11月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年11月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 24 年 11 月 19 日　　日本弁護士連合会

裁決取消訴訟の判決確定の公告

東京弁護士会が　髙山　俊吉　会員（登録番号11560）に対してなした懲戒処分（戒告、平成21年10月30日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成22年１月12日告知)、同人から裁決取消の訴えが提起され、平成24年10月31日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決がなされ、上記東京高等裁判所判決は平成24年11月15日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成 24 年 12 月７日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 24 年 12 月７日　　東京都教育委員会

１　失効した免許状
　氏名　長谷川　明
　本籍地　福島県
　生年月日　昭和41年４月23日
　免許状の種類、教科及び番号等
　⑴　中学校教諭一種免許状
　　教科　外国語（英語）
　　免許状番号　平３中１第22863号
　　授与年月日　平成３年３月31日
　　授与権者　東京都教育委員会
　⑵　高等学校教諭一種免許状
　　教科　外国語（英語）
　　免許状番号　平３高１第23685号
　　授与年月日　平成３年３月31日
　　授与権者　東京都教育委員会
２　失効年月日　平成24年11月９日
３　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～40歳代の男性、着衣、所持金品等なし

上記の者は、平成23年９月10日９時10分頃、北海道勇払郡占冠村字中トマムのゴルフコース横雑木林内で白骨化した状態（頭蓋骨のみ）で発見された。推定死亡時期は平成22年11月頃であり、死因は不明。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は当村で保管してあります。心当たりの方は、当村保健福祉課までお申し出下さい。

平成 24 年 12 月７日

北海道　　勇払郡占冠村長　中村　　博

公 示 送 達

児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業の換地処分通知の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定に基づく児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する第77条第５項の規定により当該書類の送付にかえて、その内容を下記のとおり公告する。

平成 24 年 12 月７日

児玉都市計画事業
神保原駅南土地区画整理事業
施行者　児玉郡上里町
代表者　上里町長　関根　孝道

記

権利者氏名　山根　勇市
権利者住所　東京都中野区鷺宮二丁目15番９号
従前の土地
　所　在　　大字七本木字窪東1153番１
　地　目　　公衆用道路
　登記簿地積　154㎡
　基準地積　154.00㎡
　所有権以外の権利又は処分の制限　甲２番所有権移転請求権仮登記
　権利価額　1,149,972円
　所　在　　大字七本木字窪東1153番９
　地　目　　公衆用道路
　登記簿地積　16㎡
　基準地積　16.00㎡
　所有権以外の権利又は処分の制限　甲２番所有権移転請求権仮登記
　権利価額　119,478円
　所　在　　大字七本木字窪東1153番15
　地　目　　公衆用道路
　登記簿地積　12㎡
　基準地積　12.00㎡
　所有権以外の権利又は処分の制限　甲２番所有権移転請求権仮登記
　権利価額　89,608円
換地処分後の土地
　街区番号　40
　所　在　　大字七本木5267番
　地　目　　雑種地
　地　積　　60.85㎡
　権利価額　1,137,644円
　街区番号　40
　所　在　　大字七本木5268番
　地　目　　雑種地
　地　積　　6.32㎡
　権利価額　118,161円
　街区番号　40
　所　在　　大字七本木5269番
　地　目　　雑種地
　地　積　　4.74㎡
　権利価額　88,616円
記事　土地所有者　竹内　一義
教示
１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)
２　この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に上里町を被告（町長が被告の代表者となります。)として提起することができます。なお、６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
３　この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。